

令和7年壮瞥町議会第2回臨時会を、次のとおり招集する。

令和7年5月14日

壮瞥町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和7年5月23日

2 場 所 壮瞥町役場 大会議室

3 付議事件

- (1) 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (2) 専決処分の承認を求めることについて
- (3) 専決処分の承認を求めることについて
- (4) 専決処分の承認を求めることについて
- (5) 令和7年度壮瞥町一般会計補正予算(第1号)について
- (6) 令和6年度壮瞥町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- (7) 令和6年度壮瞥町集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について

○応招議員（9名）

1番 山 本 勲 君
3番 長 内 伸 一 君
5番 佐 藤 忞 君
7番 菊 地 敏 法 君
9番 森 太 郎 君

2番 加 藤 正 志 君
4番 毛 利 爾 君
6番 湯 浅 祥 治 君
8番 真 鍋 盛 男 君

○不応招議員（0名）

令和 7 年壮瞥町議会第 2 回臨時会会議録

○議事日程（第 1 号）

令和 7 年 5 月 2 3 日（金曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 2 2 号ないし議案第 2 6 号及び報告第 1 号ないし報告第 2 号について

○出席議員（９名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	忖	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君
9番	森	太郎	君				

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也	君
副町長	厂原收	君
教育長	谷坂常年	君
会計管理者兼		
	石塚季男	君
税務会計課長		
総務課長（兼）	土門秀樹	君
企画財政課長	澤井智明	君
企画財政課参事	蛭名雄一	君
住民福祉課長	上名正樹	君
住民福祉課参事	大内宏二	君
産業振興課長	篠原賢司	君
商工観光課長	三松靖志	君
建設課長	山崎清輝	君
生涯学習課長	河野圭	君
選管書記長（兼）	土門秀樹	君
農委事務局長	齋藤誠士	君
監委事務局長（兼）	小林一也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小林一也	君
---------	------	---

◎開会の宣告

○議長（森 太郎君） ただいまから令和 7 年壮瞥町議会第 2 回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において
5 番 佐藤 忖君 6 番 湯浅祥治君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森 太郎君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日 1 日間と決しました。

◎議案第 22 号ないし議案第 26 号及び報告第 1 号ないし報告第 2 号について

○議長（森 太郎君） 日程第 3、議案第 22 号ないし議案第 26 号及び報告第 1 号ないし報告第 2 号についてを議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。
町長。
○町長（田鍋敏也君） 令和 7 年第 2 回臨時会に当たり提出いたします議件は、議案第 22 号から議案第 26 号までの 5 件、報告第 1 号から報告第 2 号までの 2 件、合計 7 件であります。

この提出議件のうち人事案件についてご説明いたします。議案第 22 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を壮瞥町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

本件については、現委員の郡松太郎氏が令和 7 年 5 月 31 日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和 7 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までの 3 年間となります。

なお、別に履歴書を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

以上、人事案件の提案理由説明であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 太郎君） 副町長。

○副町長（厂原 收君） 引き続き、そのほかの提出議件の内容につきましてご説明申し上げます。

2 ページになります。議案第 23 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

3 ページになります。専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、壮瞥町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

専決処分の日付は、令和 7 年 3 月 31 日となります。

本件につきましては、令和 7 年度税制改正の大綱に基づき、令和 7 年 3 月 31 日付で地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたこと等に伴い、壮瞥町税条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

4 ページになります。その改正の内容であります。第 18 条は公示送達の規定になりますが、省令の改正に伴い、インターネットを用いる方法を規定に加えるものであります。

第 18 条の 3 は、第 18 条の改正に伴い、規定を整備するものであります。

第 33 条の 2 は、所得控除の規定になりますが、控除すべき金額について特定親族特別控除額を追加するものであります。特定親族特別控除とは、19 歳から 23 歳の扶養親族を持つ扶養者が扶養親族の合計所得金額が 123 万円以下、収入では 188 万円までは段階的に所得控除が受けられるものであります。

第 35 条の 2 は、町民税の申告の規定になりますが、第 1 項につきましては特定親族特別控除の創設に伴い、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定を整備

し、第 10 項につきましては行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正に伴い、引用する条項を整理するものであります。

第 35 条の 3 の 2 は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の規定になりますが、記載事項について特定親族を追加するものであります。

第 35 条の 3 の 3 は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の規定になりますが、特定親族特別控除の創設に伴い、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等を整備するものであります。

第 58 条の 2 は、マイナンバー法の改正に伴い、引用する条項を整理するものであります。

第 77 条は、軽自動車税の種別割の税率の規定になりますが、種別割の標準税率の区分の見直しに伴い、税率の区分を追加するものであります。

第 84 条は、種別割の減免の規定になりますが、マイナンバー法の改正及び種別割の標準税率の区分の見直しに伴い、引用する条項及び減免申請書の記載事項に係る規定を整理するものであります。

第 85 条は、身体障害者に対する種別割の減免の規定になりますが、道路交通法の改正に伴い、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等を整備するものであります。

第 135 条の 3 及び第 145 条は、マイナンバー法の改正に伴い、引用する条項を整理するものであります。

次に、附則の改正についてであります。附則第 10 条の 2 は、地方税法附則の改正に伴い、引用する条項を整理するものであります。

附則第 10 条の 3 は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定になりますが、特定マンションに係る特例について申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用することができる規定を追加するものであります。

附則第 10 条の 4 及び附則第 10 条の 5 は、地方税法附則の改正に伴い削除するものであります。

附則第 16 条の 2 の 2 は、地方税法附則の改正に伴い、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例についての規定を新設するものであります。

次に、改正条例の附則第 1 条では、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしておりますが、同条第 1 号では第 33 条の 2、第 35 条の 2 第 1 項ただし書、第 35 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 35 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定並びに附則第 3 条の規定は令和 8 年 1 月 1 日に施行することとし、同条第 2 号では附則第 16 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 6 条の規定については令和 8 年 4 月 1 日に施行することとし、同条第 3 号では第 18 条及び第 18 条の 3 の改正規定並びに附則第 2

条の規定については、地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日に施行することとしております。

附則第２条、公示送達に関する経過措置では、第１８条の規定は、施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例によることとしております。

附則第３条、町民税に関する経過措置では、新条例第３３条の２及び第３５条の２第１項ただし書の規定は、令和８年度の以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和７年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によることとしているほか、第２項から第４項までに定める経過措置を適用することとしております。

附則第４条、固定資産税に関する経過措置では、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例によることとしております。

附則第５条、軽自動車税に関する経過措置では、新条例第７７条（第１号に係る部分に限る。）の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によることとしております。

附則第６条、町たばこ税に関する経過措置では、第２項及び第３項に定めるものを除き、附則第１条第２号に規定する施行の日前に課した、または課すべきであった加熱式たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例によることとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

１０ページになります。議案第２４号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第１７９条第１項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

１１ページの専決処分書。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和６年度壮瞥町一般会計補正予算（第１０号）について。

令和６年度壮瞥町一般会計補正予算（第１０号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額 ５９億 １,０８０万 ６,０００円から歳入歳出それぞれ １億 ５,５２５万 １,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ ５７億 ５,５５５万 ５,０００円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第２条、繰越明許費の追加は、「第２表 繰越明許費補正」による。

第３条、地方債の変更は、「第３表 地方債補正」による。

専決処分の日付は、令和７年３月３１日となります。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。27 ページになります。議会費、議会費、議会費で 114 万 5,000 円の減額となります。議会一般になりますが、道外視察に係る特別旅費で 47 万 4,000 円、定例会、臨時会等の会議録作成に係る筆耕翻訳料で 67 万 1,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

総務費、総務管理費、防災諸費で 91 万 7,000 円の減額となります。防災諸費一般経費のコミュニティFM放送局事業負担金になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

財産管理費で 439 万 7,000 円の減額となります。その内訳になりますが、公共施設管理事業(指定管理者施設)の指定管理者施設運営管理維持支援金で 260 万円を減額、財産管理事業一般経費では消耗品費で 20 万円、光熱水費で 50 万円、修繕料で 40 万円、火災保険料で 60 万円、街路灯運営事業補助金で 9 万 7,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

財政費、財政管理費では、簡易郵便局事務取扱手数料の補正に伴い、財源を整理するものであります。

町有住宅管理費で 180 万 7,000 円の減額となります。町有住宅維持管理事業になりますが、修繕料で 146 万 4,000 円、ボイラー購入費で 34 万 3,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

地域振興基金費で 850 万円の追加となります。地域振興基金積立金になりますが、匿名希望者からの滝之町地区道路環境整備事業に対する指定寄附金 600 万円、一般社団法人自然公園財団昭和新山支部からの観光振興事業に対する指定寄附金 250 万円をそれぞれ積み立てるものであります。

戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費で 141 万 5,000 円の減額となります。戸籍住民基本台帳費の通信運搬費で 116 万 7,000 円の減額となりますが、戸籍法の一部改正により、令和 8 年 5 月以降、戸籍に振り仮名が記載されることになったことに伴い、戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名の確認通知を令和 6 年度中に行う予定でしたが、改正法の施行日であります令和 7 年 5 月 26 日以降に送付することとなったため、郵便料を整理するものであります。住基ネット統合端末アップデート作業委託料で 24 万 8,000 円の減額となりますが、当初予定していた業者委託から担当職員による対応に変更したため、整理するものであります。

選挙費、衆議院議員総選挙費では、衆議院議員総選挙費委託金の確定に伴い、財源を整理するものであります。

29 ページの企画費、企画費で 3,475 万 4,000 円の減額となります。その内訳になりますが、地域情報通信基盤整備事業の地域情報通信局舎空調等更新工事で 183 万 6,000 円を減額、ふるさと納税事業では会計年度任用職員報酬で 9 万 1,000 円、社会保険料で 8 万 6,000 円、ふるさと納税特産品で 200 万 5,000 円、費用弁償で 3 万 5,000

円、印刷製本費で 5,000 円、通信運搬費で 4,000 円、手数料で 84 万 3,000 円、法定健康診断委託料で 1 万 4,000 円をそれぞれ減額、定住促進・まちづくり推進事業では持家住宅取得奨励金（商工会商品券）で 100 万円、空き家改修・整理補助金で 30 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。地域おこし協力隊事業では、新規採用に至らなかった隊員 3 名分の報酬や職員手当等の不用額を整理するもので、会計年度任用職員報酬で 1,410 万円、会計年度任用職員期末勤勉手当で 197 万 2,000 円、社会保険料で 337 万 8,000 円、費用弁償で 20 万円、普通旅費で 260 万円、通信運搬費で 11 万 3,000 円、広告料で 20 万円、住宅借り上げ料で 300 万円、機械器具費等で 47 万 2,000 円、各種起業セミナー等負担金で 50 万円、定住促進・まちづくり推進事業補助金で 200 万円をそれぞれ減額するものであります。

胆振線代替輸送業務費で 72 万円の減額となります。通学定期補助事業の通学定期補助金になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

ふるさと応援基金費で 56 万 4,000 円の追加となります。ふるさと応援基金積立金になりますが、ふるさと応援寄附金額の確定に伴い、必要経費を整理した上で積立てするものであります。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で 132 万 5,000 円の減額となります。その内訳になりますが、町営温泉施設等利用料負担金で 50 万円を減額、福祉灯油購入助成事業の福祉灯油購入助成費で 100 万円を減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。国民健康保険特別会計繰出金で 17 万 5,000 円を追加するもので、国民健康保険特別会計の補正に伴い、整理するものであります。

母子福祉費で 30 万円の減額となります。ひとり親家庭等医療費助成事業のひとり親家庭等医療扶助費になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

子ども医療費で 30 万円の減額となります。子ども医療費助成事業の子ども医療扶助費になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

心身障害者福祉費、心身障害者特別対策費で 150 万円の減額となります。重度心身障害者医療費助成事業の重度心身障害者医療扶助費になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

障害者自立支援費で 598 万円の減額となります。その内訳になりますが、障害者自立支援給付等事業では障害者補装具給付費扶助費で 110 万円、介護給付・訓練等給付費扶助費で 168 万円、障害児通所給付費扶助費で 270 万円をそれぞれ減額、障害者自立支援医療給付事業では障害者自立支援医療扶助費（更生医療）で 45 万円、障害者自立支援医療扶助費（育成医療）で 5 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

地域生活支援事業費で 55 万 8,000 円の減額となります。地域生活支援事業になりますが、日常生活用具給付費で 30 万円、地域支援各種扶助費で 25 万 8,000 円をそれ

ぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。 児童福祉費、児童福祉総務費で 263 万円の減額となります。その内訳になりますが、子育て応援祝金事業の出産・就学祝金で 125 万円を減額、結婚新生活支援事業では結婚新生活支援奨励金（商工会商品券）で 6 万円、結婚新生活支援補助金で 52 万円をそれぞれ減額、出産・子育て応援給付金事業の出産・子育て応援ギフトで 80 万円を減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

児童措置費で 445 万 2,000 円の減額となります。その内訳になりますが、保育及び子育て環境整備事業では会計年度任用職員報酬で 218 万 7,000 円、会計年度任用職員期末、勤勉手当で 58 万 7,000 円、社会保険料で 62 万 8,000 円をそれぞれ減額するもので、年度途中からの任用や当初予定していた人数を任用できなかったことにより整理するものであります。そうべつ児童クラブ運営事業では、会計年度任用職員報酬で 76 万円、会計年度任用職員期末、勤勉手当で 12 万 1,000 円、社会保険料で 16 万 9,000 円をそれぞれ減額するもので、実績により執行残を整理するものであります。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費では、国庫補助金及び道補助金の確定に伴い、財源を整理するものであります。

予防費で 1,388 万 5,000 円の減額となります。その内訳になりますが、各種がん検診事業経費の各種がん検診委託料で 60 万円を減額、各種予防接種事業経費では予防接種委託料で 773 万 5,000 円、带状疱疹予防接種交付金で 160 万円をそれぞれ減額、乳幼児・母子の保健事業経費では妊産婦等健診委託料で 130 万円、産後ケア事業委託料で 35 万円、不妊治療費助成金で 120 万円をそれぞれ減額、特定健康診査・特定保健指導事業経費では保健事業報酬で 30 万円、費用弁償で 30 万円、生活習慣病検診血液検査委託料で 50 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

環境衛生費で 378 万円の減額となります。その内訳になりますが、火葬場及び墓地管理の指定緊急避難場所整備工事で 23 万円を減額、環境衛生運営では害虫駆除委託料で 35 万円、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託料で 320 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

温泉管理費では、給湯収入の減収により財源を整理するものであります。

診療所費で 84 万円の減額となります。令和 6 年 12 月に開業した久保内診療所の運営経費になりますが、診療所運営事業の燃料費で 20 万円、修繕料で 10 万円、医薬材料費で 30 万円、診療所機械器具保守管理委託料で 24 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

清掃費、じんかい処理費で 1,221 万 8,000 円の減額となります。じんかい処理管理になりますが、じんかい収集車購入に係る手数料で 8 万 8,000 円、自動車損害保険料で 30 万円、自賠責保険料で 1 万 4,000 円、自動車重量税で 4 万 6,000 円をそれぞれ減額するもので、じんかい収集車の架装部品の供給遅延により年度内納車ができなく

なったため、整理するものであります。西いぶり広域連合負担金（廃棄物）で 1,177 万円を減額するもので、実績により執行残を整理するものであります。

農林水産業費、農業費、農業振興費で 273 万 3,000 円の減額となります。その内訳になりますが、一般農政事業では持続的農業経営推進事業補助金で 52 万 9,000 円、農業振興施設等整備事業補助金で 130 万円をそれぞれ減額、新規就農支援対策事業の新規就農者及び就農後継者就農助成金で 44 万 2,000 円の減額、農業研修シェアハウス運営事業では燃料費で 21 万 7,000 円、光熱水費で 24 万 5,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

農地費で 190 万 5,000 円の減額となります。その内訳になりますが、農地一般事業では修繕料で 31 万 8,000 円、国道 453 号組合水道施設移設設計委託料で 64 万 6,000 円、小規模土地改良事業補助金で 40 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。多面的機能支払事業の多面的機能支払交付金で 54 万 1,000 円を減額するもので、活動組織数の減少により執行残が生じたため、整理するものであります。

林業費、林業振興費で 543 万 6,000 円の減額となります。その内訳になりますが、有害鳥獣関係では有害鳥獣駆除協力謝金で 87 万 5,000 円、鳥獣被害防止総合対策事業補助金で 192 万円、新規狩猟免許取得等補助金で 35 万 3,000 円をそれぞれ減額、資源循環林・水土保持林整備事業では町有林環境保全整備事業で 22 万 8,000 円、町有林植林予定箇所実測図作成委託料で 5,000 円、下刈り推進事業補助金で 10 万 9,000 円をそれぞれ減額、林務一般では会計年度任用職員報酬で 131 万円、会計年度任用職員期末、勤勉手当で 21 万 7,000 円、社会保険料で 19 万 2,000 円、費用弁償で 7 万 7,000 円、法定健康診断委託料で 2 万円をそれぞれ減額、森林環境譲与税関係では南久保内町有林作業道改修工事で 2 万 8,000 円、民有林等整備事業補助金で 10 万 2,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

林道維持費で 72 万 4,000 円の減額となります。林道維持補修経費になりますが、手数料で 41 万 6,000 円、林道橋梁点検委託料で 30 万 8,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

森林環境譲与税基金費で 16 万 6,000 円の減額となります。森林環境譲与税基金積立金になりますが、森林環境譲与税交付額の確定に伴い、整理するものであります。

商工費、商工業費、商工業振興費で 1,590 万 9,000 円の減額となります。中小企業振興対策（中小企業振興資金）になりますが、壮瞥町起業化促進補助金で 200 万円、壮瞥町企業立地促進条例に基づく雇用助成金で 1,260 万円、中小企業・小規模企業融資制度資金利子補給金で 130 万 9,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

観光費で 549 万 9,000 円の減額となります。その内訳になりますが、観光施設維持管理事業のオロフレスキー場リフトモーターオーバーホール工事で 123 万 3,000 円を

減額するもので、リフトの電気系統不具合の修繕工事を優先させたことにより、当初見込みの工事費に執行残が出たため、整理するものであります。特定非営利活動法人そうべつ観光協会事業の壮瞥町観光協会事業補助金で 388 万 1,000 円の減額、洞爺湖園地等管理事業の手数料で 38 万 5,000 円を減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で 81 万 1,000 円の減額となります。道路橋梁維持経費になりますが、消耗品費で 92 万 4,000 円、光熱水費で 318 万 7,000 円、修繕料で 138 万 4,000 円、手数料で 57 万 1,000 円、除雪機械運転委託料で 30 万 4,000 円、砂利碎石等で 42 万 1,000 円をそれぞれ減額するもので、実績により執行残を整理するものであります。除排雪業務委託料で 509 万 8,000 円、砂まき業務委託料で 88 万 2,000 円をそれぞれ追加するもので、除排雪業務につきましては例年に比べ少雪であり、全車両の稼働時間も少なかったものの、委託料等の当初予算計上額は近年の平均稼働時間より少なく計上していたことから、実績により不足額を追加するものであります。

道路新設改良費で 55 万円の減額となります。道路新設改良費の町道道路改良舗装工事になりますが、町道星野 4 号線道路整備事業の実績により執行残を整理するものであります。

河川費、河川総務費で 11 万円の減額となります。河川維持経費の大川しゅんせつ工事になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

住宅費、住宅管理費で 76 万円の減額となります。町営住宅維持管理事業になりますが、公営住宅等長寿命化計画及び住生活基本計画策定業務委託料で 38 万円、しらかば団地駐車場新設工事で 38 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

住宅建設費で 237 万 1,000 円の減額となります。公営住宅等整備事業の新規公営住宅及び地域優良住宅基本設計業務委託料になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

消防費、消防費、消防費では、西胆振地域消防指令センター整備事業の消防債の額の確定に伴い、財源を整理するものであります。

教育費、教育総務費、教育委員会費で 413 万 3,000 円の減額となります。その内訳になりますが、事務局事業では会計年度任用職員報酬で 172 万円、会計年度任用職員期末、勤勉手当で 45 万円、社会保険料で 55 万円をそれぞれ減額、G I G A スクール推進事業の G I G A スクールバックシステム使用料で 34 万 3,000 円を減額、学校給食運営事業では学校給食事業委託料で 76 万円、学校給食保護者負担軽減負担金で 31 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

小学校費、学校管理費で 168 万 8,000 円の減額となります。その内訳になりますが、

小学校運営事業では社会保険料で 39 万円、修繕料で 30 万円をそれぞれ減額、スクールバス運行事業では消耗品費で 32 万 8,000 円、スクールバス運転業務委託料で 67 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

教育振興費で 138 万円の減額となります。小学校教育振興事業の要保護・準要保護児童援助費になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

中学校費、学校管理費で 283 万 8,000 円の減額となります。その内訳になりますが、中学校運営事業では燃料費で 182 万円、手数料で 36 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。壮瞥中学校プール管理運営事業では、手数料で 35 万円、プールテント脱着委託料で 30 万 8,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれもプール運営事業の中止に伴い、整理するものであります。

教育振興費で 84 万円の減額となります。中学校教育振興事業の要保護・準要保護生徒援助費になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

学校建設費では、壮瞥中学校建て替え事業の教育債の額の確定に伴い、財源を整理するものであります。

高等学校費、高等学校総務費で 341 万 8,000 円の減額となります。その内訳になりますが、高等学校運営事業では会計年度任用職員報酬で 174 万 8,000 円、会計年度任用職員期末、勤勉手当で 41 万 8,000 円、社会保険料で 40 万円をそれぞれ減額、高等学校施設管理事業の壮瞥高等学校空調設備整備工事で 10 万円を減額、高等学校教育振興事業の通学費補助金で 75 万 2,000 円を減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

地域農業科実習費で 90 万円の減額となります。地域農業科実習運営事業の燃料費になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

国際交流費、国際交流費で 14 万 2,000 円の減額となります。中学生フィンランド国派遣(海外研修)事業になりますが、通信運搬費で 1 万 5,000 円、手数料で 1 万 1,000 円、筆耕翻訳料で 11 万 6,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

保健体育費、保健体育総務費で 225 万円の減額となります。その内訳になりますが、社会体育推進事業のオロフレスキー場施設使用料で 85 万円を減額、スポーツによる地域活性化推進事業の地域活性化起業人制度企業人材派遣負担金で 140 万円を減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

給与費、給与費、給与費で 1,072 万円の減額となります。給与費になりますが、一般職給で 570 万円、期末、勤勉手当で 31 万円、寒冷地手当で 71 万円、職員共済組合納付金で 240 万円、職員退職手当組合納付金で 160 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対応重点支援事業費で 610 万 9,000 円の減額となります。その内訳になりますが、物価高騰対策

給付金事業の物価高騰対策臨時特別給付金で 371 万円、農林業者エネルギー価格高騰対策支援事業の農林業者エネルギー価格高騰対策交付金で 158 万円、中小企業等事業継続支援事業の中小企業等事業継続支援事業補助金で 81 万 9,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも充当事業の実績額を見込み整理するものであります。

続いて、議案の 21 ページに戻ります。歳入になります。歳入では、町税、町民税、個人で 690 万円の追加となります。現年課税分で 650 万円、滞納繰越分で 40 万円をそれぞれ追加するもので、いずれも実績により整理するものであります。

法人の現年課税分で 150 万円を追加するもので、実績により整理するものであります。

固定資産税、固定資産税で 678 万 3,000 円の減額となります。現年課税分で 567 万円、滞納繰越分で 111 万 3,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により整理するものであります。

町たばこ税、町たばこ税で 107 万 4,000 円を減額するもので、実績により整理するものであります。

入湯税、入湯税で 853 万円を追加するもので、実績により整理するものであります。

地方譲与税、地方揮発油譲与税、地方揮発油譲与税で 22 万 9,000 円を減額するもので、実績により整理するものであります。

森林環境譲与税、森林環境譲与税で 16 万 6,000 円を減額するもので、実績により整理するものであります。

配当割交付金、配当割交付金、配当割交付金で 34 万 4,000 円を追加するもので、実績により整理するものであります。

株式等譲渡所得割交付金、株式等譲渡所得割交付金、株式等譲渡所得割交付金で 91 万 3,000 円を追加するもので、実績により整理するものであります。

法人事業税交付金、法人事業税交付金、法人事業税交付金で 63 万 1,000 円を追加するもので、実績により整理するものであります。

地方消費税交付金、地方消費税交付金、地方消費税交付金で 260 万 7,000 円を減額するもので、実績により整理するものであります。

環境性能割交付金、環境性能割交付金、環境性能割交付金で 124 万 2,000 円を追加するもので、実績により整理するものであります。

地方交付税、地方交付税、地方交付税で 199 万 7,000 円を追加するもので、特別交付税の交付額が 2 億 199 万 7,000 円で確定したことにより整理するものであります。

使用料及び手数料、使用料、農林水産使用料で 45 万円の減額になります。農業研修シェアハウス使用料になりますが、実績により整理するものであります。

商工使用料で 42 万円の減額となります。洞爺湖園地船揚げ施設管理使用料になりますが、船揚げ施設利用者数の実績により整理するものであります。

土木使用料で 21 万円の追加となります。住宅使用料になりますが、現年分で 100 万

9,000 円を減額、滞納分で 121 万 9,000 円を追加するもので、入居者の退去及び収入階層の変化等による減額や滞納者の納付による増額で、いずれも実績を見込んで整理するものであります。

手数料、教育手数料で 35 万 7,000 円の減額となります。高校授業料になりますが、実績により整理するものであります。

国庫支出金、国庫負担金、民生費負担金で 135 万円の減額となります。介護保険低所得者保険料軽減事業負担金で 45 万円を減額、障害者自立支援給付費負担金の障害児施設給付費負担金で 90 万円を減額するもので、いずれも実績により整理するものであります。

国庫補助金、総務費補助金で 288 万 9,000 円の追加となります。戸籍住民基本台帳費補助金の個人番号カード交付事務費補助金で 287 万 2,000 円を追加、企画費補助金のマイナンバー情報連携体制整備事業補助金で 1 万 7,000 円を追加するもので、いずれも実績により整理するものであります。

民生費補助金で 52 万 6,000 円の減額となります。地域生活支援事業費補助金で 77 万 3,000 円を減額するもので、実績により整理するものであります。児童福祉費補助金では、こども政策推進事業費補助金で 150 万円を減額するもので、国の予算を大幅に超過する事前協議が全国の自治体から寄せられ、こども家庭庁において審査を行った結果、当町には補助金が交付されなかったため、整理するものであります。出産・子育て応援交付金で 70 万 4,000 円を減額、子ども子育て支援交付金で 232 万 1,000 円を追加するもので、いずれも実績により整理するものであります。子ども・子育て支援事業費補助金で 13 万円を追加するもので、令和 6 年 10 月に児童手当制度が改正されたことに伴い、総合行政システム改修経費に対する補助金が交付されたため、計上するものであります。

土木費補助金で 763 万 9,000 円の減額となります。道路橋梁費補助金の社会資本整備総合交付金で 592 万 7,000 円を減額するもので、除雪事業に対する国費配分額が要望額を下回ったことにより整理するものであります。住宅費補助金の社会資本整備総合交付金で 171 万 2,000 円を減額するもので、実績により整理するものであります。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で 371 万円の減額となります。物価高騰対策給付金事業に係る交付金額が確定したことにより整理するものであります。

道支出金、道負担金、民生費負担金で 45 万円の減額となります。障害者自立支援給付費負担金の障害児施設給付費負担金になりますが、実績により整理するものであります。

道補助金、民生費補助金で 299 万 9,000 円の減額となります。乳幼児医療費補助金の医療費で 21 万 1,000 円を追加、重度心身障害者医療費助成事業補助金の医療費で 42 万 9,000 円を減額するもので、いずれも実績により整理するものであります。児童福祉費補助金では、地域少子化対策重点推進交付金で 45 万円、出産・子育て応援交

付金で 18 万円、子ども子育て支援交付金で 65 万 8,000 円をそれぞれ減額、多子世帯の保育料負担軽減事業補助金で 39 万 1,000 円を追加するもので、いずれも実績により整理するものであります。児童虐待・DV 対策等総合支援事業費補助金で 188 万 4,000 円を減額するもので、こども家庭センター設置に対する補助金について、こども家庭センターの設置に至らず交付されなかったため、整理するものであります。

衛生費補助金で 90 万 6,000 円の減額となります。保健衛生費補助金の健康増進事業費補助金になりますが、補助額の確定により整理するものであります。

農林水産業費補助金で 295 万 9,000 円の減額となります。農業費補助金では、地域づくり総合交付金で 240 万円、多面的機能支払交付金で 40 万 3,000 円をそれぞれ減額、林業費補助金では、林道橋梁点検診断保全整備事業補助金で 15 万 6,000 円を減額するもので、いずれも実績により整理するものであります。

委託金、総務費委託金で 68 万円の減額となります。衆議院議員総選挙費委託金になりますが、交付額の確定により整理するものであります。

土木費委託金で 95 万 8,000 円の減額となります。道道除雪業務委託金になりますが、実績により整理するものであります。

財産収入、財産運用収入、財産貸付収入で 69 万 3,000 円の減額となります。賃貸料の貸家料になりますが、入居者退去の実績を見込んで整理するものであります。

給湯収入で 31 万 3,000 円の減額となります。給湯料になりますが、そうべつ温泉病院の移転に伴い、令和 6 年 11 月以降の温泉水使用料が発生しなかったことにより減額するものであります。

財産売払収入、物品売払収入で 49 万円の減額となります。高等学校生産物売払い代になりますが、各種販売実習の売上げ低迷に伴い、減額するものであります。

生産物売払収入で 63 万 8,000 円の減額となります。堆肥売払い代になりますが、実績により整理するものであります。

○議長（森 太郎君） これより休憩いたします。再開は 11 時 10 分いたします。
休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（厂原 収君） 引き続き説明いたします。

議案書 25 ページからになります。寄附金、寄附金、一般寄附金で 598 万 1,000 円の追加となります。その内訳になりますが、ふるさと応援寄附金では実績により 251 万 9,000 円を減額するものであります。滝之町地区道路環境整備事業に対する指定寄附金では、匿名希望者からの寄附金 600 万円、観光振興事業に対する指定寄附金では、一般社団法人自然公園財団昭和新山支部からの寄附金 250 万円をそれぞれ追加するも

のであります。

繰入金、基金繰入金、国鉄胆振線代替輸送確保基金繰入金で 1,000 円の追加となりますが、実績により整理するものであります。

国際交流基金繰入金で 14 万 2,000 円の減額となりますが、中学生フィンランド国派遣（海外研修）事業の実績により整理するものであります。

地域振興基金繰入金で 62 万 7,000 円の減額となりますが、実績により整理するものであります。

森林環境譲与税基金繰入金で 181 万 6,000 円の追加となりますが、基金充当事業の確定等により整理するものであります。

財政調整基金繰入金で 1 億 1,986 万 5,000 円の減額となります。

諸収入、雑入、診療収入で 74 万 4,000 円の減額となります。久保内診療所の外来診療収入になりますが、実績により整理するものであります。

雑入で 383 万円の減額となります。その内訳になりますが、簡易郵便局事務取扱手数料で 18 万 2,000 円を追加、保健・介護一体的実施推進事業補助金で 190 万 6,000 円を追加、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金で 301 万 8,000 円を減額、ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金で 400 万円を減額、いきいきふさと推進事業補助金では、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務に対する補助金 110 万円を追加するもので、いずれも実績により整理するものであります。

受託事業収入、衛生費受託事業収入で 40 万円の減額となります。特定健診等受託料になりますが、実績により整理するものであります。

町債、町債、総務債で 190 万円の減額となります。総務管理債ではコミュニティ FM 放送局事業で 100 万円、街路灯運営事業で 10 万円、企画債では通学定期補助事業で 80 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により整理するものであります。

民生債で 270 万円の追加となります。社会福祉債の町営温泉施設等利用料負担事業になりますが、実績により整理するものであります。

衛生債で 2,030 万円の減額となります。保健衛生債の指定緊急避難場所整備事業で 330 万円、清掃費の新中間処理施設建設事業で 1,700 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により整理するものであります。

土木債で 360 万円の減額となります。道路橋梁債では町道仲洞爺早月線道路整備事業で 190 万円、（仮称）町道星野 4 号線道路整備事業で 160 万円、河川債では大川緊急しゅんせつ推進事業で 10 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により整理するものであります。

消防債で 160 万円の減額となります。消防施設整備債の西胆振地域消防指令センター整備事業になりますが、実績により整理するものであります。

教育債で 150 万円の減額となります。学校教育施設等整備債では壮瞥中学校建て替え事業で 60 万円、壮瞥高等学校空調設備整備事業で 10 万円、高等学校債では壮瞥高

等学校通学費助成事業で 80 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により整理するものであります。

なお、40 ページ以降におつけしております給与費明細書につきましては後ほどご照覧ください。

また、議案の 12 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

16 ページになります。第 2 表、繰越明許費補正では、追加で消防費、消防費、西胆振行政事務組合消防負担金で 1,555 万 9,000 円の計上となります。

次に、17 ページ、第 3 表、地方債補正では、変更でコミュニティ FM 放送局事業、限度額 320 万円を 220 万円に、街路灯運営事業、限度額 340 万円を 330 万円に、通学定期補助事業、限度額 470 万円を 390 万円に、町営温泉施設等利用料負担事業、限度額 250 万円を 520 万円に、指定緊急避難場所整備事業、限度額 1,220 万円を 890 万円に、新中間処理施設建設事業、限度額 2 億 3,400 万円を 2 億 1,700 万円に、町道仲洞爺早月線道路整備事業、限度額 2,400 万円を 2,210 万円に、(仮称)町道星野 4 号線道路整備事業、限度額 2,160 万円を 2,000 万円に、大川緊急しゅんせつ推進事業、限度額 790 万円を 780 万円に、西胆振地域消防指令センター整備事業、限度額 2,020 万円を 1,860 万円に、壮瞥中学校建て替え事業、限度額 10 億 2,620 万円を 10 億 2,560 万円に、壮瞥高等学校空調設備整備事業、限度額 320 万円を 310 万円に、壮瞥高等学校通学費助成事業、限度額 170 万円を 90 万円にそれぞれ変更するものであります。

続いて、44 ページになります。議案第 25 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

45 ページの専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和 6 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について。

令和 6 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 3 億 7,835 万 4,000 円から歳入歳出それぞれ 4,792 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 3,043 万 1,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和 7 年 3 月 31 日となります。

事項別明細書、歳出から説明いたします。51 ページになります。総務費、総務管理

費の一般管理費及び連合会負担金では、道支出金の確定に伴い、財源を整理するものであります。

保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費で 4,190 万円の減額となります。一般被保険者療養給付費の療養給付費保険者負担分になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

一般被保険者療養費で 73 万円の減額となります。一般被保険者療養費の療養費保険者負担分になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

高額療養費、一般被保険者高額療養費で 329 万 3,000 円の減額となります。一般被保険者高額療養費の高額療養費保険者負担分になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

出産育児諸費、出産育児一時金で 200 万円の減額となります。出産育児一時金になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

国民健康保険事業費納付金、医療給付費分、一般被保険者医療給付費分では、道支出金の確定に伴い、財源を整理するものであります。

保健事業費、保健事業費、国保ヘルスアップ事業費では、道支出金の確定に伴い、財源を整理するものであります。

続いて、49 ページの歳入になります。歳入では、国民健康保険税、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税で 555 万 3,000 円の減額となります。医療給付費分現年課税分で 369 万 1,000 円、後期高齢者支援金分現年課税分で 137 万 1,000 円、介護納付金分現年課税分で 49 万 1,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により整理するものであります。

道支出金、道補助金、保険給付費等交付金で 6,497 万 8,000 円の減額となります。普通交付金の保険給付費等交付金（普通交付金）で 4,910 万円を減額、特別交付金では保険者努力支援分で 170 万 3,000 円、特別調整交付金分で 499 万 4,000 円、道繰入金（2号分）で 918 万 1,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により整理するものであります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 17 万 5,000 円の追加となります。保険基盤安定繰入金軽減分で 37 万 7,000 円、保険基盤安定繰入金支援分で 31 万 3,000 円、出産育児一時金等繰入金で 133 万 5,000 円をそれぞれ減額し、財政安定化支援事業繰入金で 220 万円を追加するもので、いずれも実績により整理するものであります。

基金繰入金、基金繰入金で 2,243 万 3,000 円の追加となります。

なお、46 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

続いて、52 ページになります。議案第 26 号 令和 7 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 1 号）について。

令和 7 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額 46 億 8,700 万円に歳入歳出それぞれ 290 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46 億 8,990 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。57 ページになります。教育費、中学校費、学校建設費で 290 万円の追加となります。壮瞥中学校建て替え事業の壮瞥中学校空調設備高調波対策工事になりますが、高圧電力を受電する施設の高調波抑制対策が令和 6 年 9 月に改正され、電気機器や設備に様々な悪影響を及ぼす高調波対策として、その発生比率の大きい空調設備に高調波を抑制するための装置を設置する工事を行うため、必要な経費を計上するものであります。

歳入では、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 290 万円の追加となります。

なお、58 ページの継続費に係る調書につきましては後ほどご照覧ください。

また、53 ページの第1表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

54 ページになります。第2表、継続費補正になります。継続費補正では、変更で教育費、中学校費、壮瞥中学校建て替え事業で総額 23 億 145 万 9,000 円を 23 億 435 万 9,000 円に、令和 7 年度年割額 258 万 8,000 円を 548 万 8,000 円とするものであります。

続いて、59 ページになります。報告第1号 令和 6 年度壮瞥町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

簡易水道事業費用、営業費用、水道料金システムプログラム改修事業で、翌年度繰越額 797 万 2,000 円になります。

地方公営企業法第 26 条第 2 項、ただし書の規定による事故繰越額になりますが、西いぶり広域連合で整備している水道料金システム更新事業の整備の遅れに伴い、併せて整備する本町の水道料金システムプログラム改修事業について年度内には事業執行することが時間的にできないことから、繰越額の範囲内で令和 7 年度に使用する支出経費として繰越しをしたものであります。

続いて、60 ページになります。報告第2号 令和 6 年度壮瞥町集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について。

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

資本的支出、建設改良費、仲洞爺地区農業集落排水設備更新事業で、翌年度繰越額 4,634 万 3,000 円になります。

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額になりますが、物流の滞留及び遅延により年度内には事業執行することが時間的にできないことから、

繰越額の範囲内で令和７年度に使用する支出経費として繰越しをしたものであります。

以上が今臨時会に提出いたします議案等の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第３のうち、議案第 22 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 22 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第３のうち、議案第 23 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 23 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第３のうち、議案第 24 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 7 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 一般 8 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 9 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、10 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、一般 11 ページ。

4 番、毛利爾君。

○4 番（毛利 爾君） 児童福祉総務費のところで、子育て応援祝金事業、それからその下の結婚新生活支援事業、出産・子育て応援給付金事業、これいずれも減額になっていますが、数字が分かればちょっと教えていただきたいと思うのですが。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

まず、子育て応援祝金事業の実績でございますが、まず出産祝金のほうは3世帯3名分で30万円と就学祝金は47名分235万円、それから結婚新生活支援事業のほうにつきましては、商品券のほうの実績は1件で3万円、補助金のほうにつきましては3件で合計が67万9,400円、それから出産・子育て応援給付金事業につきましては、出産応援ギフト、妊娠した方にお配りしている部分が9件、子育て応援ギフトといまして出生された方にお配りしている分が5件でございます。

○議長（森 太郎君） 一般 11 ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、12 ページ。

5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 一般 12 ページの予防費、委託料について伺いたいと思います。

予防接種委託料で今回773万5,000円の減額が提案されております。そこで、当初602万6,000円でスタートしたこの委託料がその後補正して今回773万5,000円の減額ですけれども、予防接種の委託内容と実績、どうしてこんなに残ったのか、それについてまず伺いたいと思いますし、その後一番下にあります診療所費について併せて伺いたいのですけれども、昨年12月から久保内診療所が開設されて診療が始まっておりますけれども、利用状況っていいいますか、これはどの程度利用されているのか、これについても承知していれば伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（大内宏二君） ご答弁いたします。

佐藤議員からありましたまず予防費の委託のほうなのですが、6月にコロナ予算ということで増額補正をしております。当初650人ということで予算見ていたのですが、やっぱり今回有料化ということもありまして予定より少なくなりまして、実際145人ということで下回りまして、それで約700万ぐらいの執行残が出たということで減額

補正をしているということでございます。

あと、もう一つお問合せがありました診療所費についてなのですが、12月4日から診療所のほう開始されております。それで、12月から3月の実績で66名ということで数字が出ております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 延べ66人というと、これ週1回でしたよね。1日当たりにするとなんくらいになるのか、開設日数がちょっと分からないものですから、それで予定していた人数と比べてこの診療所の果たす役割はどうか、それについてもしお考えがあれば伺いたいと思います。

それから、もう一点、環境衛生費について伺います。そこで、今回320万円の減額補正として地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託料が減額されておりますけれども、当初予算では1,083万5,000円を計上していたと思います。それで、今回この事業の推進に当たって何月にこの契約をして、そして何月にこの計画書が出来上がって町に提出されたのか、そのいきさつについて伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（大内宏二君） まず、私のほうからご答弁させていただきます。

久保内診療所のほうなのですが、12月から3月まで実施しておりまして、水曜日やっております。12月は4回やっております。1月も4回、2月も4回、3月も4回ということで、一月4回ずつやっております、それで1日の平均が大体4人前後ということで、一月大体16人ということで実績が出ております。

当初なのですが、予算当初のときには一月20人で8か月ということで計上しておりましたが、実際は4か月ということで66人という実績となりました。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（上名正樹君） 私のほうからは地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定業務の関係でお答えしたいと思います。こちらにつきましては当初予算1,083万5,000円見ていて、結果、実績として759万円ということで、大きく減額させていただくことになりましたが、入札につきましては令和6年の7月の22日に行いまして、4者指名業者がありまして、4者で入札を行って落札された金額が今申し上げた金額であります。納品につきましては、令和7年の1月、契約期間が1月17までになっておりますので、1月に納品されております。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 一般13ページ。

5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 13 ページの農林水産業、農業振興費の6、農業研修シェアハウス運営事業について、今回減額がされておりますけれども、まず後からまた歳入のほうでも関係するのですけれども、6年度の歳入は使用がゼロで減額が45万であったと。それにもかかわらず燃料費36万9,000円を予算化して、利用しないのに約15万程度の支出があって今回21万7,000円を減額しますよと。また、光熱水費、これも46万8,000円を計上して、利用しないのに22万3,000円を何か支出され、今回24万5,000円を減額している。このように皆無なのになぜこのような燃料費だとか光熱水費が支出されたのかなと単純に疑問に思いました。また、通信運搬費、これについても11万何がしかあるのですけれども、使用しなければ電話であれば基本料金だけで済むのに、そちらのほうの減額がされていない。また、テレビ受信料にしても1万ちょっとでしたけれども、これは入ったときに契約をすれば、使用しないときは私は受信料は払う必要がないのではないかな、そんなことを考えるのですけれども、このように使用しないのに今回減額しようとする燃料費だとか光熱水費はなぜこのような支出が生じたのか伺いたいと思います。

そこで、7年度の町政執行方針の中でも施設の活用に取り組みたいと。そして、45万の使用料を三十数万円に減額しているのですけれども、そこで現段階でこのシェアハウスの活用を今後どのような方向で考えているのか、これについても伺いたいと思います。

以上です。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

まず、令和6年度につきましては5月まで2つの部屋が使用されていまして、その後7月まで1つの部屋が利用されていたということで、そのようなところの実績がございます。また、その後利用されておりましたが、雇用就農であるとか体験とか、そういうのに備えて特に解約等はしていなかったというところでございます。

それであと、利用状況につきましてはちょうど明日1名の方が入居を予定されていると。また、相談がもう一件ございまして、体験というところも今相談を受けて、シェアハウスのほうの利用の可能性があると状況にあります。

以上になります。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 3 回目になりますので、これでここ終わりたいと思いますけれども、今お話を聞くと利用者があったのだよと。4 月以降数は少ないけれども、利用者があったのだと。だから、この燃料費代がかかったということだと思いますけれども、1 部屋で 15 万も、そんなに燃料費ってかかるのですか。実際の私たちが家庭生活していることから考えても、何か不自然でないかなと、そんな気がしてならないの

ですけれども、このことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

こちらにつきましては、2部屋使われていたということですが、1部屋につきましては夫婦で入っておられたということで、1人の方はそこに日中もおられたというところでございます。それで、燃料費のほうにつきましては灯油とガス、ガスにつきましては4,662円、灯油につきましては4万9,800円というところが実績になっております。あとは、光熱水費、あとNHKの放送の受信料であるとかインターネットの回線、それらの毎月の料金等を支払って今回の実績になっているということでございます。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般14ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般15ページ。

5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 観光費について伺いたいと思います。

観光費の右側の内訳、特定非営利活動法人そうべつ観光協会事業で補助金が388万1,000円の減額が実績によりという言葉を使って提案されておりますけれども、観光協会は当初予算で1,762万1,000円で、今回388万1,000円の減額、約22%に当たる金額が減額されるのですけれども、私は補助金の中で占める経費の多くが人件費でないかなと思います。事業として取り組む中で、実施できなかった事業はこの338万になってくるのではないかと私は考えますけれども、この内訳伺いたいなと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） 私のほうからご答弁申し上げます。

そうべつ観光協会の減額のその内訳ということでございます。議員ご指摘のとおり、一番の大きな要因は人件費でございまして、現在観光協会は事務局次長と事務局員2名体制で運営されておまして、一昨年来から3名体制ということで1名欠員でございまして、その募集をかけておりますが、なかなか人手不足というのが世界情勢もございまして、人件費でその分、1,228万3,000円の人件費分を当初で見込んでおりましたが、1名どうしても集まらないということでその分が942万ほど落ちました。これが一番大きな原因でございます。ほか観光プロモーション事業とか花壇の植栽で1か所やらなかったということで、そういった中身もあったのですけれども、主たる大きな要因は人件費、1名採用予定が、それができなかったということに起因するものでございます。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤恣君。

佐藤議員、質問内容をできれば簡潔にまとめて質問をしていただきたいと思います。

○5 番（佐藤 恣君） 土木費について伺いたいと思います。

除排雪業務委託料で今回 509 万 8,000 円の増が提案されておりました、その根拠として平均稼働時間よりも少ない金額で予算を計上したため、今回実績によって補正したのですよという説明、これ分かるのですけれども、当初予算計上するときの稼働時間と今回実績で今補正する稼働時間どの程度か、時間数について伺いたいと思います。

また、この除排雪業務は町内の 2 業者をお願いしていると思うのですけれども、どの業者も同じように平均稼働時間よりも少ない金額で出てきたのを基にして予算を計上しているのかどうかについても併せて伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（山崎清輝君） ご答弁申し上げます。

まず、1 点目の予算計上と実際の予算の稼働時間ということでございますが、予算要求したときには 3,201 時間、実際の予算額では 2,022 時間、63%減の予算額となっております。

あと、2 点目のどの業者もということですが、それはどちらの業者にしましても同じく少ない金額でということになっております。

以上です。

○議長（森 太郎君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

休憩 午前 11 時 58 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般 15 ページから。15 ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 16 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 17 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 18 ページ。

5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 18 ページの保健体育総務費について伺います。

スポーツによる地域活性化推進事業で 6 年度から新しく取り組んだ人材派遣負担金、たしか 540 万だったと思うのですけれども、予算に対して今回 140 万、これは提案説明では実績による報告とされておりますけれども、これは例えば赴任するのが遅

れたからだとか、そういう理由なのか、そういう減額に至った経緯について伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

スポーツによる地域活性化推進事業で 140 万円の減額ということで、議員おっしゃられるとおり、地域活性化起業人派遣制度、総務省の制度を利用しまして派遣されてきているのですが、その方、当初 12 か月分の予算を見込んでおりましたが、その派遣される方が 7 月より派遣開始となりましたので、3 か月分減額と。おおよそ 1 か月分が 46 万 6,600 円程度で見込んでおりますので、140 万円の減額となったところです。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 19 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、歳入について、一般 1 ページ。

5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 歳入、1 ページの町税の入湯税について伺いたいと思います。

当初予算 7,000 万組んで今回 853 万円の増ですけれども、これを利用人数に換算するとどの程度の宿泊客が増えたのか、そしてその増えた影響として、町内に蟠溪から始まって壮瞥温泉、洞爺湖温泉まで行政区域内のホテルがありますけれども、各ホテルの利用にどのような波及効果があったのか、もし承知していれば伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、会計管理者兼税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長（石塚季男君） ご答弁申し上げます。

ご質問にありました入湯税の宿泊者の実績ということでございますけれども、宿泊客につきましては、令和 5 年度につきましては 23 万 3,406 人、令和 6 年度につきましては 25 万 5,689 人で、前年対比で 2 万 2,283 人増加しております。

2 つ目のご質問の町内入湯税の対象となる事業所、宿泊施設ですけれども、宿泊施設といいますか、温泉施設ですけれども、実際のところ今蟠溪から壮瞥温泉までと多岐にわたっておりますけれども、やはりコロナ禍にあった時期につきましては入湯税といいますか、観光自体が回っておりませんでしたので、入湯税あるいは宿泊観光客の減少ということでございましたけれども、コロナ禍から通常な状態に回復してきておりまして、観光客の入り込み増による観光宿泊業の業績の改善、これにつきましては温泉施設全体について言えることと思いますけれども、これらによって業績の改善、あるいは新規企業の進出による受皿により、入湯税につきましてはコロナ禍から

通常に戻ってきております現在増加しつつあるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 2 ページ。

5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 歳入の土木使用料、住宅使用料の現年度分について伺いたいと思います。

説明の中に利用料の見直し、これは所得によって住宅料が変わりますので、当然見直ししたら増える方もあるし、減る方もある。しかし、そのほかに大きな比率を占めているのは、住宅料を支払わないで入居されている方がいるのでないだろうか。そういう面でこの 100 万 9,000 円のうち使用料の見直しによってどの程度の減額があったのか、また住宅に入っていて使用料を払わない金額、そしてそれはどの程度の戸数があるのか。私は、やはり公的住宅に入っている皆さんは一番ここが、話してみると支払わないで入居できるなんて天国だねなんていう人もいます。そういう面でやはり町民の皆さんにきちっとした数字を示すことが私は必要でないかという考えから、この点について伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁。

〔発言する者あり〕

○議長（森 太郎君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 0 8 分

再開 午後 1 時 1 3 分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、建設課長。

○建設課長（山崎清輝君） ご答弁申し上げます。

住宅使用料現年分についてですが、予算額 7,910 万円に対しまして収納見込額としまして 7,809 万 2,000 円程度を見ておりまして、収納率といいますか、98.7%程度の予算として今減額しております。5 月 31 日までで締めておりますので、その詳細についてはまだ分析中でございますので、決算のときにはもう少し詳しくお話しできるかと思います。

○議長（森 太郎君） 一般 2 ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 一般 3 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 一般 4 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般５ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般６ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第１表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第２表、繰越明許費補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第３表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これより議案第２４号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第２４号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第３のうち、議案第２５号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第２５号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第２５号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第３のうち、議案第２６号 令和７年度壮警町一般会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳入及び歳出について、一般 1 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第 1 表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第 2 表、継続費補正及び継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 26 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号 令和 7 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

日程第 3 のうち、報告第 1 号 令和 6 年度壮瞥町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。

5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 報告第 1 号について、理解を深めるため、教えていただきたいので、質問いたします。

これは、6 年度に繰り越す大きな理由として、説明欄にありますけれども、西いぶり広域連合において整備している水道料金システム更新事業について整備の遅れが生じていることによって町内での取組が完了できないという説明が書かれておりますけれども、西いぶり広域連合で取り進めている水道料金システムプログラム改修事業、これは 7 年度も取り組むのでないかと思っておりますけれども、現状はどうなのでしょう。というのは、それができなければ今この事業会計で予定している計画が事業が推進しないということにつながってくるものですから、基になる西いぶり広域連合のほうの取組どのようになっているのか、これについてももしも承知していれば伺いたいと

思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（山崎清輝君） ご答弁いたします。

おっしゃられるとおり、西いぶり広域連合の水道料金システムの更新のほうが6年度に完了しなかったということで、7年度に繰り越して今年度もやっておりますけれども、今年度にはできるというような予定で進んでおります。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 西いぶり広域連合の取組については理解しました。

そこで、今年度いつになるかはまだ分かりませんが、できた段階でこの繰り越す797万2,000円の事業に事業会計として取り組むと理解してよろしいですね。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（山崎清輝君） ご答弁申し上げます。

おっしゃられるとおり、西いぶり広域連合の水道料金システムの更新と連携して行うのが町のシステムになっておりますけれども、当町の検針の端末機器の周辺機器ですとか、その辺のシステムになるのですが、これも順調に進むものと考えております。

○議長（森 太郎君） ほかに。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第1号を終結いたします。

日程第3のうち、報告第2号 令和6年度壮瞥町集落排水事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第2号を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長（森 太郎君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和7年壮瞥町議会第2回臨時会を閉会いたします。

（午後 1時24分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員